

平成 29 年 12 月 1 日版

株式会社 USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 セキュアモバイル type AJ サービス (以下「本サービス」といいます。) は株式会社インターネットイニシアティブ (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、特定協定事業者約款「ID ゲートウェイサービス利用規約」の附則第 1 条 (特別利用期間) は適用しません。

第5条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌月 1 日から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額 (消費税等相当額を含む) を支払って頂きます。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知致します。

第6条 (申込みの取消し)

加入申込者は、申込みから当社が申込受領の旨を通知する日までに、当社所定の書面により申込みを取消した場合、初期費用に相当する額を支払うことにより、加入契約の申込みを取消することができます。

第7条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は以下の通りとします。

サービス	最低利用期間
ID ゲートウェイサービス	提供開始日より 1 年間
認証アウトソースサービス	提供開始日より 1 ヶ月間
モバイルサービス	提供開始日より 2 年間

当該最低利用期間内に、当社との加入契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき

事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払って頂きます。

第8条 （契約者が行う加入契約の解除）

契約者は、自ら加入契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し加入契約を解除するものとします。

第9条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第10条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第11条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第12条 （反社会的勢力に対する表明保証）

加入申込者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

- ・ IIJ サービスご利用にあたって
 - ・ 一般規定
 - ・ 個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプD
 - ・ 個別規程 IIJ 認証アウトソースサービス
 - ・ 個別規程 IIJ ダイアルアップアドバンストサービス
 - ・ ID ゲートウェイサービス利用規約
- <http://www.iiij.ad.jp/svcsol/agreement/>

2. 料金表（すべて税抜き表示）

第1表 初期費用

料金種別	単位	料金
ID ゲートウェイサービス	1 契約ごと	200,000 円
ダイヤルアップアドバンストサービス	1 契約ごと	5,000 円

第2表 基本利用料

料金種別	単位	料金
ID ゲートウェイサービス（ダイヤルアップアドバンストサービス 50 アカウント分含む）	1 契約ごと	80,000 円
ダイヤルアップアドバンストサービス追加（51 アカウント目から）	1 アカウントごと	200 円
ユニバーサルサービス料	1 回線番号ごと	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、総務大臣から指定されている基礎的電気通信役務支援機関である社団法人電気通信事業者協会が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（ http://www.tca.or.jp/universalservice/ ）で公表します。		

※現地作業が必要となる場合であって、特定協定事業者から60km離れた場所および交通の便の悪い場所については、交通費等を別途加算いたします。

※認証アウトソースサービス、モバイルサービス、オプションサービスなど、その他上記に記載のない料金については、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。

（以下余白）

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社USEN ICT Solutions

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
IIJダイレクトアクセス	USEN GATE02 セキュアモバイル type AJ
ID ゲートウェイサービス	ID ゲートウェイサービス
IIJ 認証アウトソースサービス	認証アウトソースサービス
IIJ ダイアルアップアドバンストサービス	ダイアルアップアドバンストサービス
IIJ モバイルサービス/タイプD	モバイルアクセス type AJ

(以下余白)